送付書類チェックシート

年金⑦

【遺族年金の請求をするとき】

必要な書類は年金加入状況により変わります。
必ず事前に下記問い合わせ先に確認の上、ご用意ください。

□	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）、別紙 ※遺族基礎年金の場合
□	請求者の年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書の写し
□	亡くなった方の年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書の写し
□	請求者名義の預金通帳等の写し ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要
□	戸籍の謄本、戸籍の抄本、戸籍の記載事項証明書等 ※亡くなった方との身分関係もしくは親子関係を確認できるもの ※請求書提出日の６カ月以内に交付されたもの
□	住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載） ※請求者のマイナンバーが分かるものがあれば省略可 ※請求書提出日の６カ月以内に交付されたもの
□	亡くなった方の住民票の除票 ※請求者のマイナンバーが分かるものがあれば省略可 ※請求書提出日の６カ月以内に交付されたもの
□	生計同一関係に関する申立書 ※亡くなった方と請求者の方が別世帯の場合
□	死亡診断書の写し
□	請求者の所得証明 ※請求者のマイナンバーが分かるものがあれば省略可

□	世帯主または対象者の本人確認書類の写し（以下の①または②いずれか）
	①運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カード等の顔写真付きの証明書
	→いずれか１点の写し
	②年金手帳、年金証書、社員証、学生証、病院の診察券等の顔写真のない証明書
	→いずれか２点の写し

【申請書等の送付先】（切り取って宛名にお使いください。）

〒３０７－８５０１
茨城県結城市中央町二丁目3番地

結城市役所　市民生活部　保険年金課
国保年金係　宛

【問合せ先】

結城市役所　市民生活部　保険年金課
国保年金係
電話　0296-32-1111（内線1101、1102、1103）

※問い合わせの際は、亡くなられた方の年金番号が分かるものをご用意ください。